

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (東部創造)	一
○埼玉県総合リハビリテーションセンターの手術器材に関する落札者等の公示 (総合リハビリテーションセンター)	二
○大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業支援課)	二
○大規模小売店舗の変更に關する公示 (〃)	三
○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (〃)	三
○〃 (〃)	四
○〃 (〃)	四
○開発行為に關する工事の完了公告 (建築指導課)	五
○〃 (〃)	五
○都市計画の変更の案の縦覧 (住宅課)	五
○〃 (〃)	八

○県道狭山下宮寺線の区域の変更 (飯能県土)	九
○県道深谷嵐山線の供用の開始 (東松山県土)	九
○県道三郷松伏線の区域の変更 (越谷県土)	一〇
○循環器・呼吸器病センターガンマカメラ一式の購入に關する一般競争入札公告 (経営管理課)	一〇
○がんセンターX線CT装置一式の購入に關する一般競争入札公告 (〃)	一一
○がんセンター多目的FPDX線TV装置一式の購入に關する一般競争入札公告 (〃)	一四
○がんセンター患者監視装置一式の購入に關する一般競争入札公告 (〃)	一五
○埼玉県教育委員会定例会の招集 (総務課)	一七
○埼玉県告示第千十二号中訂正 (水環境課)	一七

告示

埼玉県告示第千二百七十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日 平成十九年八月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たすけあいすぎな草加

三 代表者の氏名 渡邊 アキノ

四 主たる事務所の所在地 埼玉県草加市神明二丁目三番一号ド

ミール金田七〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、相互扶助の精神に基づき、地域福祉の向上を目指し、助け合うことによって、健全かつ多様な生活様式の実現と地域コミュニティの充実に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百七十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年八月七日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人白岡宅配システムズ

三 代表者の氏名
 濱田 清彦

四 主たる事務所の所在地
 埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛九百五十六番地

五 定款に記載された目的
 この法人は、パソコンやインターネットなど先進の情報通信技術等の利用を通じて、誰もが心豊かに健やかに暮らしていける地域社会作りを目指し、あらゆる方々が安心して生活できるよう地域の情報発信や地域コミュニティの活性化等に貢献できる各種サービス事業を行う。

特に、買い物に不便を感じる方々を対象として、特徴のある商品を含む日常品を簡便な注文方法にて宅配することにより、地域住民の福祉ならびに地域商業の発展に貢献することを目的とする。

埼玉県告示第千二百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。
 平成十九年八月十七日

埼玉県知事 上田 清 司

一 購入等件名及び数量

埼玉県総合リハビリテーションセンター事務器材 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局管理・業務部管財・用度担当 埼玉県上尾市大字西貝塚148番1

三 落札者を決定した日
 平成19年6月18日

四 落札者の氏名及び住所
 株式会社ヘルス 埼玉県所沢市弥生町2992番地3

五 落札金額
 55,263,106円

六 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

七 入札の公告を行った日
 平成19年4月27日

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
 幸手北モール

幸手市北二丁目五番四号

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 大規模小売店舗の設置者
 須藤製糸株式会社 代表取締役 須藤盛夫
 茨城県古河市松並二丁目十八番十号

大規模小売店舗において小売業を行う者
 株式会社ベルク 代表取締役 原島 功

大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地
 株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

さいたま市北区宮原町の十九の四
 株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 松本南海雄

千葉県松戸市新松戸東九番地一
 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十年三月三十一日

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 五千九百九十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 駐車場の位置及び収容台数

平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 二二一台
 屋上駐車場 位置 図面省略 収容台数 九六台
 合計 三〇七台

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場①から⑥ 位置 図面省略 収容台数 一五六台

荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設①から③の二 位置 図面省略 面積 三〇一・七平方メートル

ル 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

埼玉県告示第千二百八十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

埼玉県知事 上田 清 司

へ 廃棄物保管施設①から③ 位置 図面省略 容量 六七・八立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時五十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 三箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設①から③の一 午前六時から午後十時

荷さばき施設③の二 午後十時から午前六時

ト 届出年月日

平成十九年七月三十日

二 縦覧期間

平成十九年八月十七日から平成十九年十二月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年八月十七日から平成十九年十二月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千二百八十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コッコロ吉川

吉川市栄町千五百十九番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) 吉川ショッピングセンター

(変更後) コッコロ吉川

ハ 変更年月日

平成十八年八月二十五日

二 届出年月日

平成十九年八月三日

二 縦覧期間

平成十九年八月十七日から平成十九年十二月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年八月十七日から平成十九年十二月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千二百八十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次

のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 入間三井アウトレットパーク

入間市宮寺三千百六十九外

ロ 同法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

大規模小売店舗立地法に基づく届出書上は、「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき指針」に基づく必要駐車台数が確保されているものの、アウトレットという店舗の性格上、想定している商圏より更に広域からの来店客が見込まれるため、計画地周辺道路の交通渋滞や生活道路への車両の進入、通行量の少ない道路等への違法駐車などの事態が起きることが容易に予想できる。

また、交通処理計画において、国道十六号及び入間市道幹五十六号線と新設道路との交差点に、信号が設置される場合と設置されない場合の処理計画が立てられているが、信号が設置されない場合には、計画地周辺道路の更なる渋滞が予想できる。

これらのことから、計画地周辺の交通渋滞緩和、生活道路への車両進入防止、周辺道路等への違法駐車防止のため、計画地周辺交差点や生活道路出入口等への交通誘導員の配置に加え、来退店客への交通誘導看板の設置及び周知等の対策を講じられたい。

特に、生活道路への車両進入防止と違法駐車防止については、市民生活の安全面を考慮する上で重要となるため、万全の対策を講じられたい。

二 縦覧期間

平成十九年八月十七日から平成十九年九月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県西部産業労働センター

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠川越店

川越市大字松郷字関下町九百二十六番一外

ロ 同法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

開店時間変更による通勤通学時間帯とのラップで周辺道路環境への影響が懸念される。夜間の騒音測定に関して、測定位置変更で基準値をクリアとしているが、そもそも音源への対策を取るべきではないか。

特定施設(送風機)設置事業場のため騒音規制対象。二十台以上の駐車場は県条例により騒音・振動規制対象。営業時間の延長による公害苦情が近隣から発生しないように十分に配慮し、苦情があった場合はすみやかに誠意をもって対応していただきたい。

周辺の道路は、川越市立川越第一小学校及び川越市立川越第一中学校の通学路でもある。特に、来客が駐車場を利用できる時間帯の七時三十分から八時三十分は、児童生徒の登校時間に、十四時から十八時三十分は下校時間に該当する。この時間帯においては、児童生徒の交通安全に対して配慮をお願いしたい。また、店舗付近の安全確保に当たっても配慮をお願いしたい。

二 縦覧期間

平成十九年八月十七日から平成十九年九月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県西部産業労働センター

埼玉県告示第千二百八十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次

のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤオコー熊谷箱田店
熊谷市箱田一丁目六百九十六外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要
駐車場の一部廃止に伴い「従業員及び地権者駐車場」も廃止されるようだが、
地域住民に影響のないように従業員の駐車場を確保していただきたい。

二 縦覧期間

平成十九年八月十七日から平成十九年九月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県北部産業労働センター

埼玉県告示第千二百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、
公告する。

平成十九年八月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年六月二十一日

指令杉整第一九〇〇六七〇号

二 検査済証番号

平成十九年八月十日第五十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町八甫五丁目八五番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市東五丁目八番四四号

有限会社 カノウハウジング

代表取締役 叶 邦男

埼玉県告示第千二百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、
公告する。

平成十九年八月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年四月二十六日

指令杉整第一九〇〇〇九〇号

二 検査済証番号

平成十九年八月十日第五十七号

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡栗橋町大字小右衛門字五反
田六七七一、六七七二、六七七三

久喜市東三丁目三番五号

有限会社 東ハウジング

代表取締役 吉野 武

埼玉県告示第千二百八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法
第十七条第一項の規定により、都市計画を変更するので、当該都市計画の変更の案
を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画の種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域	都市計画の変更の縦覧場所	縦覧期間
一	所沢都市計画 「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	所沢都市計画区域	埼玉県都市整備部 住宅課、埼玉県川 越県土整備事務 所、所沢市都市整 備課	平成十九年八月 十七日から平成 十九年八月三十 一日まで
二	飯能都市計画 「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	飯能都市計画区域	埼玉県都市整備部 住宅課、埼玉県飯 能県土整備事務 所、飯能市都市計 画課	平成十九年八月 十七日から平成 十九年八月三十 一日まで
三	入間都市計画 「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	入間都市計画区域	埼玉県都市整備部 住宅課、埼玉県飯 能県土整備事務 所、入間市都市計 画課	平成十九年八月 十七日から平成 十九年八月三十 一日まで
四	朝霞都市計画 「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	朝霞都市計画区域	埼玉県都市整備部 住宅課、埼玉県朝 霞県土整備事務	平成十九年八月 十七日から平成 十九年八月三十 一日まで

十	九	八	七	六	五	
富士見都市計画「住宅市街地の開発整備	狭山都市計画「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	川越都市計画「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	和光都市計画「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	新座都市計画「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	志木都市計画「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	方針」の変更
富士見都市計画区域	狭山都市計画区域	川越都市計画区域	和光都市計画区域	新座都市計画区域	志木都市計画区域	
埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県川越県土整備事務	埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県川越県土整備事務所、狭山市都市計画課	埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、川越市住宅課、日高市都市計画課、川島町都市整備課	埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県朝霞県土整備事務所、和光市都市整備課	埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県朝霞県土整備事務所、新座市まちづくり計画課	埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県朝霞県土整備事務所、志木市都市整備課	所、朝霞市都市計画課
平成十九年八月十七日から平成十九年八月三十一日まで	平成十九年八月十七日から平成十九年八月三十一日まで	平成十九年八月十七日から平成十九年八月三十一日まで	平成十九年八月十七日から平成十九年八月三十一日まで	平成十九年八月十七日から平成十九年八月三十一日まで	平成十九年八月十七日から平成十九年八月三十一日まで	一日まで

十五	十四	十三	十二	十一	
蕨都市計画「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	川口都市計画「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	東松山都市計画「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	毛呂山・越生都市計画「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	坂戸都市計画「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	の方針」の変更
蕨都市計画区域	川口都市計画区域	東松山都市計画区域	毛呂山・越生都市計画区域	坂戸都市計画区域	
埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県さ	埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県さいたま県土整備事務所、川口市都市計画課	埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市都市計画課、滑川町建設課、嵐山町都市整備課、吉見町まち整備課	埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、毛呂山町まちづくり整備課、越生町まちづくり整備課、鳩山町まちづくり推進課	埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県飯能県土整備事務所、坂戸市都市計画課、鶴ヶ島市都市計画課	所、富士見市まちづくり推進課、ふじみ野市都市計画課、三芳町まちづくり推進課
平成十九年八月十七日から平成十九年八月三十一日まで	平成十九年八月十七日から平成十九年八月三十一日まで	平成十九年八月十七日から平成十九年八月三十一日まで	平成十九年八月十七日から平成十九年八月三十一日まで	平成十九年八月十七日から平成十九年八月三十一日まで	一日まで

二十一	二十	十九	十八	十七	十六	
「桶川都市計画 住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	「鴻巣都市計画 住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	「上尾都市計画 住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	「さいたま都市 計画」住宅市 街地の開発整 備の方針」の 変更	「鳩ヶ谷都市計 画」住宅市街 地の開発整備 の方針」の変 更	「戸田都市計画 住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	「いたま県土整備事 務所、蕨市まちづ くり推進課
桶川都市計画区域	鴻巣都市計画区域	上尾都市計画区域	さいたま都市計画 区域	鳩ヶ谷都市計画区 域	戸田都市計画区域	
埼玉県都市整備部 住宅課、埼玉県北 本県土整備事務 所、桶川市都市計 画課	埼玉県都市整備部 住宅課、埼玉県北 本県土整備事務 所、鴻巣市まちづ くり推進課	埼玉県都市整備部 住宅課、埼玉県北 本県土整備事務所、 上尾市まちづくり 計画課、伊奈町都 市計画課	埼玉県都市整備部 住宅課、埼玉県さ いたま県土整備事 務所、さいたま市 都市計画課	埼玉県都市整備部 住宅課、埼玉県さ いたま県土整備事 務所、鳩ヶ谷市ま ちづくり推進課	埼玉県都市整備部 住宅課、埼玉県さ いたま県土整備事 務所、戸田市都市 計画課	
平成十九年八月 十七日から平成 十九年八月三十 一日まで	平成十九年八月 十七日から平成 十九年八月三十 一日まで	平成十九年八月 十七日から平成 十九年八月三十 一日まで	平成十九年八月 十七日から平成 十九年八月三十 一日まで	平成十九年八月 十七日から平成 十九年八月三十 一日まで	平成十九年八月 十七日から平成 十九年八月三十 一日まで	平成十九年八月三十 一日まで

二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二
「蓮田都市計画 住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	「久喜都市計画 住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	「春日部都市計 画」住宅市街 地の開発整備 の方針」の変 更	「草加都市計画 住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	「越谷都市計画 住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	「北本都市計画 住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更
蓮田都市計画区域	久喜都市計画区域	春日部都市計画区 域	草加都市計画区域	越谷都市計画区域	北本都市計画区域
埼玉県都市整備部 住宅課、埼玉県杉 戸県土整備事務 所、蓮田市都市計 画課、白岡町都市 画課	埼玉県都市整備部 住宅課、埼玉県杉 戸県土整備事務 所、久喜市都市計 画課	埼玉県都市整備部 住宅課、埼玉県越 谷県土整備事務 所、春日部市建築 課	埼玉県都市整備部 住宅課、埼玉県越 谷県土整備事務 所、草加市住宅・ 都市計画課、八潮 市都市デザイン 課、三郷市都市計 画課	埼玉県都市整備部 住宅課、埼玉県越 谷県土整備事務 所、越谷市都市計 画課、吉川市都市 計画課、松伏町ま ちづくり整備課	埼玉県都市整備部 住宅課、埼玉県北 本県土整備事務 所、北本市建築開 発課
平成十九年八月 十七日から平成 十九年八月三十 一日まで	平成十九年八月 十七日から平成 十九年八月三十 一日まで	平成十九年八月 十七日から平成 十九年八月三十 一日まで	平成十九年八月 十七日から平成 十九年八月三十 一日まで	平成十九年八月 十七日から平成 十九年八月三十 一日まで	平成十九年八月 十七日から平成 十九年八月三十 一日まで

二十八	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	幸手都市計画区域	埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県田県土整備事務所、埼玉県杉戸県土整備事務所、幸手市都市整備課、大利根町都市整備課、宮代町都市計画担当、栗橋町都市整備課、鷺宮町都市整備課、杉戸町都市施設整備課	平成十九年八月十七日から平成十九年八月三十一日まで
二十九	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	加須都市計画区域	埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県田県土整備事務所、加須市まちづくり課、騎西町産業建設課	平成十九年八月十七日から平成十九年八月三十一日まで
三十	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	羽生都市計画区域	埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県田県土整備事務所	平成十九年八月十七日から平成十九年八月三十一日まで

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年八月十七日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

三十一	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	熊谷都市計画区域	埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県熊谷県土整備事務所、熊谷市都市計画課	平成十九年八月十七日から平成十九年八月三十一日まで
三十二	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	深谷都市計画区域	埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県熊谷県土整備事務所、深谷市都市計画課	平成十九年八月十七日から平成十九年八月三十一日まで
三十三	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	本庄都市計画区域	埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県本庄県土整備事務所、本庄市都市計画課	平成十九年八月十七日から平成十九年八月三十一日まで
三十四	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	小川都市計画区域	埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県東松山県土整備事務所、小川町建設課	平成十九年八月十七日から平成十九年八月三十一日まで

平成十九年八月十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 齊藤 善孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	桶川市大字下日出谷字高井九二五番五〇地先から同市泉二丁目三五七番七八地先まで		一〇・九〇 一一・〇五	四一〇・〇〇	地方道路交付金(街路)整備事業による。
旧			二二・〇〇 二七・〇〇		

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年八月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 狭山下宮寺線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	入間市大字二本木字上長田六三三番二地先から同市大字二本木字長田一〇九六番九地先まで		六・七〇 九・五〇	三三二・〇〇	地方道路交付金(交通安全)整備事業による。
旧			九・七〇 一三・八〇		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年八月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
深谷嵐山線	比企郡嵐山町大字太郎丸字丑一一四番三地先から同郡同町大字川島字西耕地一四七三番一五地先まで	平成十九年八月十七日	延長 九二・〇〇メートル

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年八月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 三郷松伏線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧	三郷市小谷堀字大月通三二六番一地先	九・九二〇	一一・九四	地方特定道路(改築)整備工事
新		一〇・一〇〇		
		一一・二二〇		
		一三・七〇		

埼玉県病院事業告示第十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年八月十七日

埼玉県病院事業管理者 伊 能 馨

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
循環器・呼吸器病センター ガンカメラ 一式
- (2) 購入案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成19年12月28日(金)

(4) 納入場所

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセント

2 競争入札参加資格

に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成16年埼玉県告示第1576号)に基づき、「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

- (4) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

- (5) 他の国公立病院にガンカメラ等の納入実績を有すること。

- (6) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し

<p>た者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂電話048-830-5980（直通）</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法 ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。 イ 入手手順 （ア）埼玉県ホームページ (http://www.pref.saitama.lg.jp/) を開く （イ）電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。 （ウ）埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）メニュー内の「3：システム入り口」を選択する。 （エ）「入札情報公開システム」を選択する。 （オ）調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」を選択する。 （カ）「物品等」を選択する。 （キ）「発注情報の検索」を選択する。 （ク）検索ボタンをクリックする。 （ケ）本入札案件を選択する。</p> <p>(3) 入札説明会の場所及び日時 埼玉県病院局経営管理課会議室 平成19年8月31日（金）午前9時30分</p> <p>(4) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県病院局経営管理課 平成19年9月26日（水）午前9時30分</p> <p>(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 平成19年9月25日（火）午後5時（必着）</p> <p>4 その他</p>	<p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。 イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 次に掲げる入札書は、無効とする。 ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書 イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書 ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 落札者の決定方法 財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(7) 手続における交渉の有無 無</p>
---	--

- (8) 競争入札参加資格の付与
 2の(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。
 (9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Gamma Camera
 (2) Time-limit for tender : 9 : 30 a.m.26, September, 2007. (bidding by registered mail must be received by 5 : 00 p.m.25, September, 2007)
 (3) Contact Infomation : Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan, Telephone : 048-830-5980

埼玉県医療事業局長様へ

WTOに基づいて政府調達に関する協定の適用を受ける医療機関の競争入札に付す。

平成十九年八月十七日

埼玉県医療事業局長 中井 豊 一 郎

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
 がんセンサー X線 CT装置 一式
 (2) 購入案件の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
 (3) 納入期限
 平成19年12月10日(月)
 (4) 納入場所
 埼玉県立がんセンター
 (5) 入札方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その

端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成16年埼玉県告示第1576号)に基づき、「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

(4) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条の規定に基づき高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(5) 他の国公立病院にX線CT装置等の納入実績を有すること。

(6) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂電話048-830-5980(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法
 ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

イ 入手手順

- (ア) 埼玉県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/>)を開く
 (イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
 (ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入り口」を選択する。
 (エ) 「入札情報公開システム」を選択する。
 (オ) 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」

を選択する。

- (ハ) 「物品等」を選択する。
- (ニ) 「発注情報の検索」を選択する。
- (ホ) 検索ボタンをクリックする。
- (ヘ) 本入札案件を選択する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 会議室
平成19年8月31日(金) 午前10時00分

(4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成19年9月26日(水) 午前10時00分

(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当
平成19年9月25日(火) 午後5時(必着)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2の(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Multi Detector-row Computed Tomography(MDCT) System 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 a.m.26, September, 2007.(bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m.25, September, 2007)

(3) Contact Information: Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan, Telephone: 048-830-5980

埼玉県病院事業告示第十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける懸念について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年八月十七日

埼玉県病院事業管理課 申 出 者

- 1 調達内容
 - (1) 購入等件名及び数量
がんセンター 多目的 FPD X線 TV装置 一式
 - (2) 購入案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限
平成19年12月10日(月)
 - (4) 納入場所
埼玉県立がんセンター
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成16年埼玉県告示第1576号)に基づき、「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 - (5) 他の国公立病院に多目的FPDX線TV等の納入実績を有すること。
 - (6) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し

た者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂電話048-830-5980

(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

イ 入手手順

(ア) 埼玉県ホームページ(<http://www.prel.saitama.lg.jp/>)を開く

(イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

(ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入り口」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(オ) 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」を選択する。

(カ) 「物品等」を選択する。

(キ) 「発注情報の検索」を選択する。

(ク) 検索ボタンをクリックする。

(ケ) 本入札案件を選択する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 会議室

平成19年8月31日(金) 午前10時30分

(4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成19年9月26日(水) 午前10時30分

(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当

平成19年9月25日(火) 午後5時(必着)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。
（4） 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書
（5） 契約書作成の要否
要
（6） 落札者の決定方法
財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
（7） 手続における交渉の有無
無

- (8) 競争入札参加資格の付与
2の(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当（電話048-830-5775（直通） 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）に提出すること。
（9） その他詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
（1） Nature and quantity of the products to be purchased : Digital Multi Purpose PPD TV System 1 set
（2） Time-limit for tender : 10 : 30 a.m.26, September, 2007.(bidding by registered mail must be received by 5 : 00 p.m.25, September, 2007)
（3） Contact Infomation : Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan, Telephone : 048-830-5980
~~~~~  
埼玉県病院事業管理規程第139号  
MEIHOにて調べた後、監査員に開示の便宜を求めた。監査員は「この入札の登録も入札にせず。」  
平成十九年八月十七日  
埼玉県病院事業管理課 田 淵 啓  
1 調達内容  
（1） 購入等件名及び数量  
がんセンサー 患者監視装置 一式  
（2） 購入案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。  
（3） 納入期限  
平成20年1月18日（金）  
（4） 納入場所  
埼玉県立がんセンター  
（5） 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセント

に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成16年埼玉県告示第1576号）に基づき、「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(5) 他の国公立病院に患者監視装置等の納入実績を有すること。

(6) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂電話048-830-5980

(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

イ 入手手順

(ア) 埼玉県ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/>) を開く

(イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

(ウ) 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）メニュー内の「3：システム入り口」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(ア) 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」を選択する。

(イ) 「物品等」を選択する。

(ロ) 「発注情報の検索」を選択する。

(ハ) 検索ボタンをクリックする。

(ニ) 本入札案件を選択する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 会議室

平成19年8月31日（金）午前11時00分

(4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成19年9月26日（水）午前11時00分

(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当

平成19年9月25日（火）午後5時（必着）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場



Saitama-ken 330-9301 Japan, Telephone : 048-830-5980

埼玉県教育委員会告示第二十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成十九年八月十七日

埼玉県教育委員会委員長

石川 正夫

一 日時

平成十九年八月二十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 平成二十年度埼玉県立高等学校において使用する教科用図書の採択について

ロ 平成二十年度埼玉県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択について

ハ 平成二十年度当初教職員人事異動の方針について  
ニ その他

合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ 契約書作成の要否

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2の(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) F 330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Patient Monitoring System 1 set

(2) Time-limit for tender: 11:00 a.m.26, September, 2007.(bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m.25, September, 2007)

(3) Contact Infomation: Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

埼玉県告示第十二号(平成十九年六月二十二日第八百八十六号)中訂正ページ 段 別表第一の二二一の十四 上 項備考の欄三中誤

一五'一五'一五 正 一五'一五'一〇

正

誤

誤

誤

誤

誤

|     |               |      |                         |     |                                         |   |                                                                               |     |                                           |
|-----|---------------|------|-------------------------|-----|-----------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------|
| 発行日 | 毎週<br>火曜日・金曜日 | 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む。) | 発行者 | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二一(代表) | 県 | 埼玉県ホームページアドレス<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm | 印刷所 | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇(代表) |
|-----|---------------|------|-------------------------|-----|-----------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------|